第３期　清須市障害福祉計画【案】

平成 24 年３月

清須市

目 次

第１章　計画策定あたって……1
１　計画策定の概要……1
２　障がいのある人たちの現状……4
３　障害福祉サービスの利用状況……10
４　地域生活支援事業の利用状況……14
５　計画の基本的な考え方……18

第２章　基本目標（平成２６年度の将来像）……19
１　基本目標（平成２６年度の将来像）について……19

第３章　障害福祉サービスの必要量の見込み……23
１　訪問系サービス……23
２　日中活動系サービス……25
３　居住系サービス……28
４　指定相談支援（サービス利用計画の作成）……29

第４章　地域生活支援事業の必要量の見込み……31
１　相談支援事業……31
２　成年後見制度利用支援事業……33
３　コミュニケーション支援事業……33
４　日常生活用具給付事業……34
５　移動支援事業……35
６　地域活動支援センター事業……35
７　訪問入浴サービス事業……36
８　日中一時支援事業……36
９　生活サポート事業……37
10　奉仕員養成研修事業……37
11　自動車運転免許取得・改造助成事業……37

第５章　計画の推進にあたって……39
１　計画目標の達成に向けた取り組み……39
２　実施状況の把握・点検……40
３　関係機関との連携強化……40

第1章

計画策定にあたって

第１章　計画策定あたって

１　計画策定の概要

（１）計画策定の趣旨

障がいのある人の社会参加や街づくり等、総合的・中長期的な「障害者基本計画」に対して、「障害福祉計画」は、障害福祉サービスの実施計画的なものとして位置づけられ、３年を１期として策定することが定められています。このことから、「清須市第１期障害福祉計画」では、平成１８年度から平成２０年度までを、障害者自立支援法に基づく新体系サービス移行期限の平成２３年度の数値目標に至る中間段階（第１期）と位置づけ策定しました。

また、新サービス体系への移行期間にあたる平成２１年度から平成２３年度の３箇年を第２期として、「第１期障害福祉計画」の実績を踏まえつつ、新サービス体系における事業の定着や移行にかかる新たな課題への対応等を図っていく計画として、「第２期障害福祉計画」を策定したところです。

今回は、平成２４年度から平成２６年度の３箇年を計画期間として、「第３期障害福祉計画」を策定するものです。ただし、計画期間の途中において、障害者総合福祉法（仮称）が制定された場合、計画見直しとなる可能性があること等を踏まえ、第３期計画の策定にあたっての基本的な考え方は、第２期計画の考え方を継承するものとします。

（２）障害福祉計画について

障害者自立支援法において、障害福祉計画に盛り込む事項は、大きく次の３点です。

① 各年度における障害福祉サービス、相談支援のサービス種類ごとの必要な量の見込み
② 障害福祉サービス、相談支援のサービス種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

障害福祉計画は、障害福祉サービスに関する実施計画的な位置づけとして策定するものであり、「サービス見込量（目標量）」の設定が中心的な内容となります。

（２）計画の背景（障害者施策の動向）

わが国の障害者施策は、昭和５６年の「国際障害者年」を契機として、以後着実に進展を遂げてきています。特に、ここ数年は、「支援費制度の導入」「障害者自立支援法の制定・施行」など、障がいのある方々の自立と社会参加を促進するための制度的な取り組みが、大きく変化してきたことから、それら制度改正の動向を整理します。

１ 支援費制度の開始

平成１２年の社会福祉基礎構造改革の一環として、身体障害者福祉法等が改正され、障害者福祉サービスについては、利用者の立場に立った制度を構築するため、行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、障がいのある人自らがサービスを選択し、事業者と対等な関係に基づき、契約によりサービスを利用する「支援費制度」が平成15年４月から開始されました。

２ 障害者基本計画および重点施策実施５か年計画のスタート

平成１５年４月から、国では新しい「障害者基本計画」および「重点施策実施５か年計画」がスタートしました。特に、サービスの再構築として、施設等から地域生活への移行の推進の方向が示され、さらに、施設の在り方の見直しとして、入所施設は、地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する旨が初めて定められました。

３ 障害者基本法の改正

平成１６年６月には、障害者基本法が改正され、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と差別禁止が明記されました。

４ 発達障害者支援法の制定

発達障害者の心理機能の適正な発達および円滑な社会参加の促進のために、発達障害者支援法が平成１６年１２月に制定され、平成１７年４月から施行されました。この法律では、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定められました。

５ 障害者の雇用の促進等に関する法律の改正

精神障害者の雇用対策の強化などを柱とした改正障害者雇用促進法が平成１７年７月に制定され、平成１８年４月から施行されました（一部は平成１８年１０月施行）。改正法では、従業員の１．８％を身体障害者・知的障害者とする現行の法定雇用率の算定対象に、新たに精神障害者が加わりました。

６ 特殊教育から特別支援教育へ

障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、通常の学級に在籍するＬＤ（学習障害）・ＡＤＨＤ（注意欠陥／多動性障害）・高機能自閉症等の児童生徒も含め、障がいのある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換が進められています。

７ 障害者自立支援法の制定

障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまでは障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、新たな共通の制度の下で一元的に提供するしくみを創設することを目指した障害者自立支援法が平成１７年１０月に制定され、平成１８年４月から施行されました（一部は平成１８年１０月施行）

８ 障害者自立支援法施行令の改正

障害者自立支援法の制定後、障害者福祉制度に関しては、利用者の応能負担を基本とする新たな総合的な制度をつくることとしていますが、応能負担への第一歩として、平成２２年４月から、低所得（市町村民税非課税）の障がいのある人等に対し、福祉サービスおよび補装具に係る利用者負担を無料とすることとなりました。

９ 障害者自立支援法の改正

平成２２年１２月１０日に公布された「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害のある人等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（整備法）により、障害者自立支援法が改正され、平成２３年１０月から、グループホーム・ケアホームの利用助成（家賃助成）および視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人等に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設）が実施されることとなりました。

また、平成２４年４月施行分として、相談支援施策の充実、障害児支援施策の強化策等が盛り込まれています。

10 障害者虐待防止法の制定

平成２３年６月に、障害者虐待の防止、障がいのある人の養護者に対する支援等に関する法律が公布され（平成２４年１０月１日施行）、障がいのある人に対する虐待の防止、国等の責務、虐待を受けた障がいのある人に対する保護および自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等が定められました。

11 障害者制度改革の状況

障害者制度改革については、平成２１年１２月８日、「障害者制度改革推進本部」が設置され、平成22年６月には、政府として「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定しました。この閣議決定により、障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けて検討が行われており、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築について、平成２５年８月までの施行を目指すこととされています。

（３）計画の期間

本計画は、平成２４年度から平成２６年度の３箇年を計画期間として、「第３期清須市障害福祉計画」を策定しています。

計画名	21	22	23	24	25	26
第３期清須市障害福祉計画	第２期			第３期		

２　障がいのある人たちの現状

（１）特別支援学校の在学状況

佐織養護学校や名古屋養護学校に毎年度在学者がいる状況です。推移をみると概ね横ばいで推移しています。

【特別支援学校の在学者数の推移】

種別	学校名		清須市の在学者数			
			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
聾学校	愛知県立一宮聾学校	幼稚部	0人	0人	0人	0人
		小学部	0人	0人	0人	0人
		中学部	0人	0人	0人	1人
		高等部	0人	0人	0人	0人
		合計	0人	0人	0人	1人
養護学校（知的障害）	愛知県佐織養護学校	小学部	13人	11人	12人	13人
		中学部	6人	11人	11人	11人
		高等部	11人	8人	10人	14人
		合計	30人	30人	33人	38人
	愛知県立春日台養護学校	幼稚部	0人	0人	0人	0人
		小学部	0人	0人	0人	0人
		中学部	0人	0人	0人	0人
		高等部	0人	0人	0人	0人
		合計	0人	0人	0人	0人
養護学校（病弱）	愛知県立大府養護学校	小学部	0人	0人	1人	0人
		中学部	0人	1人	3人	0人
		高等部	0人	0人	0人	0人
		合計	0人	1人	4人	0人
養護学校（肢体不自由）	愛知県立名古屋養護学校	小学部	4人	3人	4人	4人
		中学部	3人	4人	0人	1人
		高等部	2人	2人	3人	1人
		合計	9人	9人	7人	6人
幼稚部合計			0人	0人	0人	0人
小学部合計			17人	14人	17人	17人
中学部合計			9人	16人	14人	13人
高等部合計			13人	10人	13人	15人
合　　計			39人	40人	44人	45人

資料：各聾・養護学校生徒調（各年５月１日現在）

【清須市の小学校・中学校の特別支援学級在学状況】

区分	学校数	在学者数
小学校	8校	29人
中学校	4校	15人
合計	12校	44人

資料：清須市児童生徒数調（平成23年５月１日時点）

【特別支援学級の学年別在学状況】

区分	学級数	小学校						中学校			合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
知的障害	12	1人	4人	2人	1人	8人	6人	5人	2人	3人	32人
情緒障害	5	0人	0人	3人	2人	1人	1人	1人	2人	2人	12人
合計	17	1人	4人	5人	3人	9人	7人	6人	4人	5人	44人

資料：平成24年度 特別支援学級の新増設・廃級等予定報告書（平成23年５月１日時点）

【特別支援学級在学者の推移】

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
小学校	29人	21人	29人
中学校	28人	14人	15人
合計	57人	35人	44人

資料：学校基本調査（各年度５月１日時点）

（２）雇用状況

名古屋中公共職業安定所管内を愛知県や全国の障がいのある人の雇用状況と比較すると実雇用率は低く、雇用率未達成企業の割合も高い状況が伺えます。

【一般企業における障がいのある人の雇用の状況】　（単位：%）

規模別	名古屋中公共職業安定所管内		愛知県		全国	
	実雇用率	雇用率未達成企業の割合	実雇用率	雇用率未達成企業の割合	実雇用率	雇用率未達成企業の割合
56～99人	1.0	62.4	1.3	57.7	1.4	55.5
100～299人	1.0	66.9	1.3	54.7	1.4	51.8
300～499人	1.5	57.0	1.6	52.7	1.6	52.3
500～999人	1.6	63.6	1.7	53.1	1.7	52.8
1,000人以上	1.8	50.9	1.9	45.6	1.9	44.4

資料：名古屋中公共職業安定所資料（平成23年６月１日時点）

※実雇用率は、重度身体障害者および重度知的障害者についてはダブルカウントした数値。ただし、短時間労働者の重度身体障害者および重度知的障害者については、１人は１人としてカウント
※名古屋中公共職業安定所管内では、管轄区域として清須市、北名古屋市、豊山町、名古屋市（中区、中村区、西区、中川区、北区）

【名古屋中公共職業安定所管内の障害種別登録者の状況】

区分	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	身体障害	知的障害	精神障害	身体障害	知的障害	精神障害	身体障害	知的障害	精神障害
新規求職申込者	548人	166人	232人	543人	176人	327人	516人	208人	327人
就職件数	203人	70人	55人	171人	81人	77人	200人	106人	140人
新規登録者数	303人	76人	117人	315人	79人	204人	268人	119人	203人
有効求職数	537人	137人	204人	724人	86人	336人	672人	230人	384人
求職中の者	203人	70人	55人	171人	81人	77人	200人	106人	140人
保留中の者	212人	87人	44人	112人	56人	43人	85人	40人	55人

資料：名古屋中公共職業安定所資料（平成23年３月31日時点）

【名古屋中公共職業安定所管内の障害部位別登録者の状況】

区分	障害別	登録者数		有効求職者数		求職中		保留中	
		（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）
第一種登録者	視覚	173	4.2	45	3.5	121	4.5	7	3.9
	聴覚・言語等	435	10.6	104	8.0	317	12.0	14	7.8
	上肢	388	9.4	106	8.2	267	10.1	15	8.3
	下肢	522	12.7	145	11.2	366	13.9	11	6.1
	体幹	138	3.4	53	4.0	76	2.9	9	5.0
	脳病変	183	4.4	24	1.9	156	5.9	3	1.7
	内部疾患	547	13.2	195	15.0	326	12.3	26	14.4
	小計	2,386	57.9	672	51.8	1,629	61.6	85	47.2
第二種登録者	知的障害	1,009	24.5	230	17.7	739	28.0	40	22.2
	その他	724	17.6	395	30.5	274	10.4	55	30.6
	小計	1,733	42.1	625	48.2	1013	38.4	95	52.8
合計		4,119		1,297		2,642		180	

資料：名古屋中公共職業安定所資料（平成23年３月31日時点）

（３）入所・通所の状況

身体障害者の入所状況をみると、入所しているのは１５人、通所は１０人となっています。知的障害者の入所状況をみると、入所しているのは２０人、通所は６１人となっています。

精神障害者の入所状況をみると、通所は４人となっています。

【入所・通所している身体障害者数の状況】

区分	施設名	設置主体	平成23年度
入所施設	愛知県希全センター（愛厚希全の里）	社会福祉法人	1人
	愛知県はなのき寮（愛厚はなのきの里）	社会福祉法人	6人
	ルミナス	社会福祉法人	1人
	ハートランド小牧の杜	社会福祉法人	1人
	杜の家	社会福祉法人	1人
	あいさんハウス	社会福祉法人	1人
	蔵王苑	社会福祉法人	1人
	エビノ園	社会福祉法人	2人
	ゆたか苑	社会福祉法人	1人
	小計		15人
通所施設	ジョブサポートフォルテ	社会福祉法人	4人
	名身連第一ワークス	社会福祉法人	1人
	リサイクルみなみ作業所	社会福祉法人	1人
	港ワークキャンパス	社会福祉法人	2人
	ひまわりパック	株式会社	2人
	小計		10人
合計			25人

平成23年3月31日時点

【入所・通所している知的障害者数の状況】

区分	施設名	設置主体	平成23年度
入所施設	尾張中部福祉の杜	社会福祉法人	13人
	かしの木の里	社会福祉法人	1人
	小原寮	社会福祉法人	1人
	泰山寮	社会福祉法人	1人
	シンシア豊川	社会福祉法人	1人
	つつじ寮	社会福祉法人	1人
	半田更生園（愛厚半田の里）	社会福祉法人	1人
	ふじの木園	社会福祉法人	1人
	小計		20人
通所施設	きよす障害者就労継続支援センター（飛鳥・飛鳥東）	社会福祉法人	39人
	樫の木園	社会福祉法人	1人
	あいさんハウス	社会福祉法人	1人
	名古屋厚生年金ワークス	社会福祉法人	1人
	桜木授産所	社会福祉法人	4人
	ワークショップすずらん	社会福祉法人	2人
	あかつき共同作業所	社会福祉法人	1人
	るっくコーポレーション	ＮＰＯ法人	1人
	びいえん	ＮＰＯ法人	6人
	ひまわりパック	株式会社	2人
	スマイル	株式会社	1人
	つき組	株式会社	1人
	もも組	株式会社	1人
	小計		61人
合計			86人

平成23年3月31日時点

【入所・通所している精神障害者数の状況】

区分	施設名	設置主体	平成23年度
通所施設	サンワーク	社会福祉法人	1人
	ピーチ	株式会社	1人
	ひまわりパック	株式会社	2人
	小計		4人
合計			4人

平成23年3月31日時点

３　障害福祉サービスの利用状況

（１）訪問系サービス

年々利用は増加しており、名古屋市と隣接していることもあり、サービスの利用も比較的影響のある土地柄と予想されます。

【訪問系サービスの利用状況（１箇月当たり）】

サービス名		第２期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	計画値	380.0時間	385.0時間	391.0時間
		30人	30人	30人
	実績値	589.0時間	949.5時間	1,186.0時間
		40人	59人	69人
重度訪問介護	計画値	560.0時間	560.0時間	560.0時間
		11人	11人	11人
	実績値	477.5時間	553.0時間	560.0時間
		11人	10人	10人
行動援護	計画値	210.0時間	220.0時間	228.0時間
		9人	10人	11人
	実績値	258.5時間	267.0時間	288.0時間
		13人	12人	12人
重度障害者等包括支援	計画値	0.0時間	0.0時間	0.0時間
		0人	0人	0人
	実績値	0.0時間	0.0時間	0.0時間
		0人	0人	0人

※平成23年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

【訪問系サービスの実施状況（１箇月当たり）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	3箇所	3箇所	3箇所
重度訪問介護	3箇所	3箇所	3箇所
行動援護	2箇所	2箇所	2箇所
重度障害者等包括支援	1箇所	1箇所	1箇所

※平成23年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

（２）日中活動系サービス

全体的に、計画値より実績が上回っている傾向があります。なかでも生活介護や児童デイサービスは、当初の計画値より実績が大きく上回っています。

【日中活動系サービスの利用状況（１箇月当たり）】

サービス名		第２期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	計画値	660人日	880人日	1,100人日
		30人	40人	50人
	実績値	1,057人日	1,307人日	1,686人日
		56人	66人	81人
自立訓練（機能訓練）	計画値	66人日	88人日	110人日
		3人	4人	5人
	実績値	4人日	3人日	5人日
		1人	1人	1人
自立訓練（生活訓練）	計画値	0人日	22人日	44人日
		0人	1人	2人
	実績値	33人日	41人日	25人日
		2人	2人	2人
就労移行支援	計画値	110人日	154人日	198人日
		5人	7人	9人
	実績値	85人日	114人日	123人日
		4人	6人	15人
就労継続支援（Ａ型）	計画値	66人日	88人日	110人日
		3人	4人	5人
	実績値	65人日	213人日	280人日
		3人	11人	13人
就労継続支援（Ｂ型）	計画値	924人日	1,034人日	1,166人日
		42人	47人	53人
	実績値	964人日	1,054人日	1,127人日
		47人	53人	56人
療養介護	計画値	0人	0人	0人
	実績値	1人	1人	1人
児童デイサービス	計画値	128人日	144人日	160人日
		16人	18人	20人
	実績値	181人日	305人日	355人日
		27　人	43人	46人
短期入所	計画値	70人日	80人日	95人日
		11人	13人	15人
	実績値	34人日	88人日	102人日
		13人	10人	15人

※平成23年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

【日中活動系サービスの実施状況（１箇月当たり）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活支援	－	－	－
自立訓練（機能・生活）	－	－	－
就労移行支援	－	－	－
就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）	2箇所	2箇所	4箇所
療養介護	－	－	－
児童デイサービス	－	－	－
短期入所（ショートステイ）	－	－	－

※平成23年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

【参考】

サービス名		第２期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
旧入所系サービス	計画値	510人日	300人日	0人日
	実績値	310人日	241人日	150人日
旧通所系サービス	計画値	352人日	198人日	0人日
	実績値	356人日	94人日	50人日

※平成23年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

（３）居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）や施設入所支援は、計画値同様に推移しています。

【居住系サービスの利用状況（１箇月当たり）】

サービス名		第２期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	計画値	14人	15人	15人
	実績値	17人	15人	15人
施設入所支援	計画値	23人	28人	38人
	実績値	25人	27人	31人

※平成23年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

【居住系サービス（共同生活援助・共同生活介護）の実施状況（１箇月当たり）】

サービス名	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	市内法人所在地	市外法人所在地	市内法人所在地	市外法人所在地	市内法人所在地	市外法人所在地
共同生活援助・共同生活介護	0箇所	8箇所	0箇所	8箇所	0箇所	8箇所

※平成23年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

【居住系サービス（施設入所支援）の利用状況（１箇月当たり）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設入所支援	0箇所	0箇所	0箇所

※平成23年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

（４）相談支援（サービス利用計画作成事業）

相談支援（サービス利用計画作成事業）については、計画値より下回って推移しています。

【相談支援（サービス利用計画作成事業）の利用状況（１箇月当たり）】

サービス名		第２期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援（サービス利用計画作成事業）	計画値	3人	4人	5人
	実績値	2人	2人	2人

※平成23年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

４　地域生活支援事業の利用状況

（１）相談支援事業

相談支援事業関連は、以下の通りです。

平成２１年度から尾張中部福祉圏域障害者自立支援協議会および相談支援事業等の充実を図っています。

【相談支援事業の利用状況（１箇月当たり）】

サービス名		第２期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業	計画値	4箇所	4箇所	4箇所
	実績値	4箇所	4箇所	4箇所
地域自立支援協議会	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
相談支援機能強化事業	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
住居入居等支援事業	計画値	無	無	無
	実績値	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有

※平成23年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

（２）コミュニケーション支援事業

平成２３年度より、手話通訳者設置により２名配置されており、派遣申請が多くなっています。

【コミュニケーション支援事業の利用状況（１箇月当たり）】

サービス名		第２期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	計画値	7人	8人	10人
	実績値	7人	8人	10人
手話通訳者設置事業	計画値	0人	0人	2人
	実績値	0人	0人	2人

※平成23年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

（３）日常生活用具給付等事業

排せつ管理支援用具の利用者が年々増加しています。住宅改修や在宅療養支援用具も増加傾向です。

【日常生活用具給付等事業の利用状況（１箇月当たり）】

サービス名		第２期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護・訓練支援用具	計画値	6件	6件	7件
	実績値	6件	10件	3件
自立生活支援用具	計画値	15件	16件	18件
	実績値	5件	10件	6件
在宅療養等支援用具	計画値	7件	8件	9件
	実績値	9件	13件	12件
情報・意思疎通支援用具	計画値	4件	4件	4件
	実績値	7件	6件	4件
排せつ管理支援用具	計画値	696件	710件	720件
	実績値	763件	865件	986件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	計画値	6件	6件	7件
	実績値	7件	11件	8件

※平成23年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

（４）移動支援事業

移動支援事業では、平成２２年度から利用が増加し、計画値を上回っています。

【移動支援事業の利用状況（１箇月当たり）】

サービス名		第２期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	計画値	35人	37人	40人
	実績値	36人	57人	52人
延べ利用時間数	計画値	3,000時間	3,240時間	3,480時間
	実績値	2,861時間	4,279時間	5,493時間
実施箇所数	実績値	23箇所	24箇所	18箇所

※平成23年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

（５）地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業では、実利用者数は計画値より実績値が上回り、増加傾向にあります。

【地域活動支援センター事業（１箇月当たり）】

サービス名			第２期計画		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
実利用者数	清須市	計画値	4人	5人	5人
		実績値	10人	13人	10人
	他市	計画値	6人	7人	8人
		実績値	—	—	5人
実施事業所箇所数	清須市	計画値	1箇所	1箇所	1箇所
		実績値	1箇所	1箇所	1箇所
	他市	計画値	6箇所	7箇所	8箇所
		実績値	3箇所	4箇所	5箇所

※平成23年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

（６）訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業では、利用見込み者数は計画値より実績値が上回っています。しかし、箇所数では計画値より下回った状況です。

【訪問入浴サービス事業の利用状況（１箇月当たり）】

サービス名		第２期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	計画値	3人	3人	4人
	実績値	4人	7人	7人
実施事業所箇所数	計画値	2箇所	2箇所	3箇所
	実績値	1箇所	1箇所	1箇所

※平成23年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

（７）日中一時支援事業

日中一時支援事業では、実績値が計画値より下回って推移しています。

【日中一時支援事業の利用状況（１箇月当たり）】

サービス名		第２期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	計画値	17人	18人	20人
	実績値	13人	14人	25人
実施事業所箇所数	計画値	12箇所	12箇所	13箇所
	実績値	12箇所	10箇所	9箇所

※平成23年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

（８）生活サポート事業

生活サポート事業は、平成２２年度までの利用はありませんが、平成２３年度に２人の利用があります。

【生活サポート事業の利用状況（１箇月当たり）】

サービス名		第２期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	2人
実施事業所箇所数	計画値	0箇所	0箇所	0箇所
	実績値	0箇所	0箇所	1箇所

※平成23年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

（９）奉仕員養成研修事業

奉仕員養成研修事業では、計画値同様に実績値が推移しています。

【奉仕員養成研修事業の利用状況（１箇月当たり）】

サービス名		第２期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
実利用者数	計画値	0人	20人	20人
	実績値	0人	20人	20人

※平成23年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

(10) 自動車運転免許取得・改造助成事業

運転免許取得助成事業は、年間実績件数が比較的少なく今後もあまり件数は少ないと見込まれます。

【自動車運転免許取得・改造助成事業の利用状況（１箇月当たり）】

サービス名		第２期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
運転免許取得者数	計画値	4人	4人	5人
	実績値	2人	3人	6人

※平成23年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

５　計画の基本的な考え方

平成２４年度から平成２６年度の３箇年を計画期間として策定しています。ただし、計画期間の途中において、障害者総合福祉法（仮称）が制定された場合、計画見直しとなる可能性があること等を視野に置き、第３期計画の策定にあたっての基本的な考え方は、現状の課題等を踏まえ、第２期計画の考え方を継承するものとします。

（１）　必要な人に、必要なとき、必要なサービスを届ける仕組みづくり

障がいのある人やその家族が安心して地域生活を送るためには、いつでも必要なときに、必要なサービスを受けることができる保障が重要です。サービスの量的な整備を図るとともに、的確にサービスを提供できる仕組みを構築します。

（２）　経済面・活動面・生活面の支援を総合的に提供し、障がいのある人一人ひとりに応じた自立の実現

グループホームへ入居するなど地域生活を実現するためには、就労による経済的裏付けが必要となり、就労を継続するためには生活基盤の確立が必要です。一人ひとりのニーズに応じ生活支援と就労支援を一体的に提供します。

（３）　家族・市民・企業・関係者・行政が協働しネットワークで支える仕組みの構築

施設などから地域生活への移行や一般就労を一層進めるためには、サービスの提供基盤を整えるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを構築することが重要です。市民・企業・ＮＰＯ法人を含めた裾野が広く層が厚い支援のネットワークを構築します。

第2章

基本目標
（平成26年度の将来像）

第２章　基本目標（平成２６年度の将来像）

１　基本目標（平成２６年度の将来像）について

障害者自立支援事業（障害福祉計画）は、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する本市の計画的な地域基盤整備を示すものです。

「入所・入院等からの地域生活移行」や「福祉施設からの一般就労」といった課題に対応するため、国の基本指針に基づき、福祉施設が新しいサービス体系へ移行を完了する平成２６年度を目標年度として、以下の項目の数値目標の設定を行います。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在、福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成２６年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針においては､「第１期計画作成時点における福祉施設入所者の３割以上を地域生活に移行させ､最低限必要な待機者を入所させることにより､差し引き、１割以上の入所者数を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する」とされています。

これまでに２人が地域生活に移行しているので、地域生活移行数の目標値を２人に設定しています。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行目標】

項目	数値
平成17年10月１日時点の入所者数（Ａ）	25人
平成26年度末の入所者数（Ｂ）	39人
【目標値】削減見込（Ａ－Ｂ）	▲14人 (0%)
【目標値】地域生活移行者数	2人

【参考】

項目	旧体系入所施設	施設入所支援	合計
平成23年４月１日現在の施設入所者数（Ｃ）	8人	27人	35人
平成23年４月１日現在の削減値　（Ａ－Ｃ）	17人	▲27人	▲10人
平成18～22年度までの地域生活移行者数	1人	1人	2人

（２）福祉施設利用者の一般就労への移行

平成２６年度段階において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、第１期計画作成時点の一般就労への移行実績の４倍以上とすることを基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定することとなっています。

第３期計画における目標値についても第２期計画の考え方を踏襲し、平成２６年度の年間の福祉施設から一般就労する人数の目標値を２人に設定しています。

【福祉施設から一般就労への移行目標】

項目	数値
平成17年度の年間一般就労移行者数	0人
【目標値】平成26年度の年間一般就労移行者数	2人

【参考】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年間一般就労者数 数値	0人	2人	1人	0人	4人

（３）就労移行支援事業の利用者数

平成２６年度末における福祉施設の利用者のうち、国の基本指針においては２割以上の方が就労移行支援事業を利用することとなっていますが、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定します。

【就労移行支援事業の利用者数目標】

項目	数値	考え方
平成26年度末の 福祉施設利用者数	299人	平成26年度末において福祉施設を 利用する者の数
【目標値】平成26年度末の 就労移行支援事業の利用者数	10人	平成26年度末において就労移行支援事業を 利用する者の数

（４）就労継続支援（Ａ型）事業の利用者の割合

平成２６年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、３割は就労継続支援（Ａ型）事業を利用することを基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定します。

【就労継続支援（Ａ型）事業の利用者の割合目標】

項目	数値
平成26年度末の就労継続支援（Ａ型）事業の利用者（Ａ）	15 人
平成26年度末の就労継続支援（Ｂ型）事業の利用者	68 人
平成26年度末の就労継続支援（Ａ型＋Ｂ型）事業の利用者（Ｂ）	83 人
【目標値】 平成26年度末の就労継続支援（Ａ型）事業の利用者の割合（Ａ）／（Ｂ）	18.1%

※目標値…平成26年度末において就労継続支援事業を利用する人のうち、就労継続支援（Ａ型）事業を利用する人の割合

（５）整備見込み量

共同生活援助・共同生活介護の平成２２年３月末の定員数の状況と今後３年間の整備見込みを設定します。

【整備見込み量目標】

年度	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	定員数（実績）	定員数（見込み）		
共同生活援助 共同生活介護	0人	0人	0人	0人

※各年度の３月31日の定員数

第3章

障害福祉サービスの必要量の見込み

第３章　障害福祉サービスの必要量の見込み

１　訪問系サービス

（１）訪問系サービスの種類と必要量の見込み

① 居宅介護

障がいのある人（児）にホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

③ 行動援護

自己判断能力が制限されている人（自閉症、てんかん等で重度の知的障害者(児)または統合失調症等で重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人）が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

④ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

⑤ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に対し、外出時において、その障がいのある人に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

【訪問系サービスの必要量の見込み（１箇月当たり）】

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護（ホームヘルプ）	利用量	1,483人日分	1,853人日分	2,316人日分
	実利用人数	81人	94人	111人
	事業所数	30箇所	36箇所	42箇所
重度訪問介護	人日分	570人日分	570人日分	570人日分
	実人数	10人	10人	10人
	事業所数	12箇所	12箇所	12箇所
同行援護	人日分	15人日分	15人日分	20人日分
	実人数	3人	3人	4人
	事業所数	2箇所	2箇所	3箇所
行動援護	人日分	311人日分	336人日分	363人日分
	実人数	13人	14人	15人
	事業所数	9箇所	9箇所	10箇所
重度障害者等包括支援	人日分	0人日分	0人日分	0人日分
	実人数	0人	0人	0人
	事業所数	0箇所	0箇所	0箇所

※利用見込み量および実人員は、各年度における１箇月あたり（年間平均）の数値

（２）訪問系サービスの見込み量確保のための方策

○利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。

○精神障害者向けにサービスを実施している事業者の数は身体障害者や知的障害者に比べて少ないため、引き続き、事業者の精神障害者に対する理解を促進し、対応できる事業者数の増加を図ります。

○障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、障害程度や状況等に応じたきめ細かいサービスを提供できるよう、県や事業者と連携してサービスの質の向上を図ります。

○同行援護アセスメントによる的確な調査を行うとともに、国が定める同行援護従事者の資格要件を充たすよう適切な管理を行い、質の確保に努めます。

２　日中活動系サービス

（１）日中系サービスの種類と必要量の見込み

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

② 自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練のうち機能訓練は、身体障害者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行をめざします。

自立訓練のうち生活訓練は、知的障害者・精神障害者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行をめざします。

③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

④ 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援のうちＡ型は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

就労継続支援のうちＢ型は、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。

⑤ 療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、主として昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活の世話を行います。

⑥ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などの障がいのある人（児）に対し、短期間、施設等において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【日中系サービスの必要量の見込み（１箇月当たり）】

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	人日分	2,074人日分	2,281人日分	2,509人日分
	実人数	105人	129人	158人
	事業所数	25箇所	30箇所	37箇所
自立訓練（機能訓練）	人日分	5人日分	5人日分	5人日分
	実人数	1人	1人	1人
	事業所数	1箇所	1箇所	1箇所
自立訓練（生活訓練）	人日分	2人日分	2人日分	2人日分
	実人数	25人	25人	25人
	事業所数	2箇所	2箇所	2箇所
就労移行支援	人日分	133人日分	143人日分	163人日分
	実人数	8人	9人	10人
	事業所数	6箇所	7箇所	8箇所
就労移行支援（Ａ型）	人日分	294人日分	309人日分	324人日分
	実人数	14人	14人	15人
	事業所数	6箇所	6箇所	6箇所
就労移行支援（Ｂ型）	人日分	1,206人日分	1,254人日分	1,304人日分
	実人数	61人	65人	68人
	事業所数	11箇所	11箇所	11箇所
短期入所（ショートステイ）	人日分	119人日分	140人日分	163人日分
	実人数	18人	21人	24人
	事業所数	8箇所	10箇所	11箇所
療養介護	人	1人	1人	1人

（２）日中系サービスの見込み量確保のための方策

○サービス事業者との連携を図りながら、サービスの質の向上に努めるとともに充実を図ります。

○自立支援協議会の重点協議テーマに一般企業への就労を位置づける等、相談支援事業者や就労移行支援事業者との連携を図り、就労意欲の高まりに対応した支援体制づくり等に取り組みます。

○自立支援協議会等を通じて、学校、福祉施設、ハローワーク等関係機関との連携を促進し、職場の開拓、個々の障がいのある人に応じた支援計画の策定等、就職・職場定着の支援を推進します。

○医療行為の必要な障がいのある人の対応については、広域的な支援を検討していきます。

３　居住系サービス

（１）居住系サービスの種類と必要量の見込み

① 共同生活援助・共同生活介護

共同生活援助では、介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障害者、精神障害者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の世話を行います。

共同生活介護では、介護を必要とする知的障害者、精神障害者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。

② 施設入所支援

施設に入所している障がいのある人に対して、主として夜間、入浴、排せつ、食事の世話等を行います。

【居住系サービスの必要量の見込み（１箇月当たり）】

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 （グループホーム） 共同生活介護 （ケアホーム）	利用者数	13人	15人	18人
	事業所数	7箇所	8箇所	10箇所
施設入所支援	利用者数	37人	38人	39人
	事業所数	17箇所	17箇所	17箇所

（２）居住系サービスの見込み量確保のための方策

○住み慣れた地域で障がいのある人の生活の場を確保するため、事業者へ建設費の一部補助等を行い、整備を誘導します。

○低所得の人が安心して地域で暮らし続けられるよう、引き続き家賃助成を行います。

４　指定相談支援（サービス利用計画の作成）

障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、重度障害者等包括支援を除く。）を利用する際に、障がいのある人自身がサービス利用の調整を行うことが難しい人が適切にサービスを利用できるよう相談支援専門員等による支援を行います。

（１）指定相談支援の種類と必要量の見込み

① 計画相談支援

障害福祉サービスおよび地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数等を勘案し、原則として３年間で計画的に全ての障害福祉サービスおよび地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象として、利用者数および量を見込んでいます。

② 地域移行支援

福祉施設の入所者および入院中の精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数および量の見込みを定めています。

③ 地域定着支援

地域における単身の障がいのある人や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人の人数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数および量の見込みを定めています。

【指定相談支援の必要量の見込み（年間）】

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	利用者数	4.16人	12.5人	16.6人
	事業所 箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
地域移行支援	利用者数	1人	2人	3人
	事業所 箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
地域定着支援	利用者数	0人	1人	2人
	事業所 箇所数	1箇所	1箇所	1箇所

※計画相談支援・・・月間のサービス利用支援および継続サービス利用支援の利用人数の推計
※地域移行支援、地域定着支援・・・月間の利用人数の推計

（２）指定相談支援の見込み量確保のための方策

○ケアマネジメントにより、対象者をきめ細かく支援するとともに、個々の利用者の実情に応じたモニタリングの実施に努めます。

○地域移行生活に向けた訪問相談､利用者や家族等への情報提供等に努めるとともに、医療機関・行政機関等との連携および調整を密に行います。

第4章

地域生活支援事業の必要量の見込み

第４章　地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事業として位置づけられています。市が必ず行う事業としては、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、成年後見制度利用支援事業（平成２４年度から）が位置づけられています。

１　相談支援事業

（１）相談支援の必要量の見込み

障がいのある人や保護者または介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜の供与、権利擁護に必要な援助等、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。

（１）訪問系サービスの種類と必要量の見込み

①障害者相談支援事業

地域における障がいのある人の福祉に関する問題に対し、その保護者や介助する人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。

②地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場になります。

③市町村相談支援機能強化事業

相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。

④住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に関わる支援を行います。また、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。

※一般住宅･･･公営住宅や民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て）

【相談支援事業の必要量の見込み】

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①障害者相談支援事業	箇所	4	4	4
②地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
③相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
④住居入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

（２）相談支援の見込み量確保のための方策

○引き続き障がいのある人へ適切な情報提供を行い、サービスの利用促進に努めます。
○相談者のスキルアップに向けた研鑽を重ね、質の向上を図っていきます。

２　成年後見制度利用支援事業

（１）成年後見制度利用支援の必要量の見込み

障害により判断能力が不十分な人に対し、成年後見人制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。障害者自立支援法等改正法により、相談支援事業の一環としての必須事業となりました。

【成年後見制度利用支援の必要量の見込み】

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有

（２）成年後見制度利用支援の見込み量確保のための方策

○成年後見制度を利用することが必要であると認められる障がいのある人への支援として、引き続き制度を維持します。

○サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるよう、情報提供に努めます。

３　コミュニケーション支援事業

（１）コミュニケーション支援事業の必要量の見込み

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等のため手話通訳者の派遣等の方法により、公共機関の相談手続き、医療機関等の治療相談および教育行事など社会参加を促すための仲介をする手話通訳者派遣等の事業を実施します。

【コミュニケーション支援事業の必要量の見込み（月間）】

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳・要約筆記者派遣事業	実利用見込み者数	9人	11人	12人
手話通訳者設置事業	実施見込み者数	2人	2人	2人

（２）コミュニケーション支援事業の見込み量確保のための方策

○手話通訳者の派遣についてのコーディネートをきめ細かく行い、サービスの向上に努めます。

○手話通訳者派遣の需要に対しては、手話通訳者の増員や県の手話通訳者等派遣センターへの委託により、引き続き必要なサービス量を確保します。

○手話通訳者を増加させるとともに、養成や技能の向上を図るため、引き続き計画的な手話通訳者養成講座を実施します。

４　日常生活用具給付事業

（１）日常生活用具給付事業の必要量の見込み

日常生活上の便宜を図るため、重度障害児者に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)を給付します。

【日常生活用具給付事業の必要量の見込み（年間)】

	内容	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス名	介護・訓練支援用具 （特殊寝台、特殊マットなど）	件	7	8	8
	自立生活支援用具 （入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置など）	件	18	19	21
	在宅療養等支援用具 （電気式たん吸引器、盲人用体温計など）	件	9	9	10
	情報・意思疎通支援用具 （点字器、人口喉頭など）	件	4	5	6
	排泄管理支援用具 （ストマ用装具など）	件	1,092	1,100	1,150
	居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	件	10	11	12

（２）日常生活用具給付事業の見込み量確保のための方策

○サービスを必要とする障がいがある人が適切に利用できるよう、情報提供に努めます。

○引き続き、情報収集を行い、対象品目の拡大等について検討していきます。

５　移動支援事業

（１）移動支援事業の必要量の見込み

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行うことにより地域における自立生活および社会参加を促すために移動支援事業を実施します。

【移動支援事業の必要量の見込み（年間）】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用見込者数	59人	65人	71人
延べ利用見込時間数	7,579時間	8,349時間	9,119時間

（２）移動支援事業の見込み量確保のための方策

○利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。

○必要なサービス提供基盤を整えるとともに、研修の実施等によりサービスの質の向上を図ります。

６　地域活動支援センター事業

（１）地域活動支援センター事業の必要量の見込み

地域活動支援センターでは、障がいのある人とその家族が安心して通所できるフリースペース（居場所）を設備し、日常生活に必要な生活訓練や自立に向けた活動等それぞれの目的にあったプログラムを提供します。

【地域活動支援センター事業の必要量の見込み（月間）】

サービス名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
清須市	実施見込箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	実利用見込者数	15人	17人	19人
他市	実施見込箇所数	6箇所	7箇所	8箇所
	実利用見込者数	9人	10人	11人

（２）地域活動支援センター事業の見込み量確保のための方策

○相談支援機能の強化を図るとともに、創作的活動および地域交流の場としての内容を充実し、利用の促進を図ります。

7　訪問入浴サービス事業

（１）訪問入浴サービス支援事業の必要量の見込み

身体障害者の生活を支援するため､訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る目的として、訪問入浴サービス事業を実施します。

【訪問入浴サービス支援事業の必要量の見込み（月間）】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数	8人	8人	9人
箇所数	3箇所	3箇所	3箇所

（２）訪問入浴サービス支援事業の見込み量確保のための方策

○障がいのある人の地域移行に伴い、在宅で生活する障がいのある人の利用が増加することが推察されることから必要なサービス量を確保していきます。

8　日中一時支援事業

（１）日中一時支援事業の必要量の見込み

障がいのある人等の日中における活動の場を提供すると共に家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、日中一時支援事業を実地します。

【日中一時支援事業の必要量の見込み（年間）】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数	34人	37人	40人
箇所数	13箇所	14箇所	14箇所

（２）日中一時支援事業の見込み量確保のための方策

○サービス提供の基盤は充足しており、今後も現体制の維持に努めます。

９　生活サポート事業

ホームヘルパー等を居宅に派遣し、日常生活に関する支援等を行います。

【生活サポート事業のサービスの必要量の見込み（年間）】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数	2人	2人	2人
箇所数	1箇所	1箇所	1箇所

10　奉仕員養成研修事業

（１）奉仕員養成研修事業の必要量の見込み

障がいのある人との交流に必要とされる支援者を養成するため、聴覚障害者等への支援に熱意を有する者に対し、日常会話程度の意思疎通を可能とする手話技術表現の習得を目指した研修事業を実施するなど、奉仕員養成研修事業を行うことにより、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

【奉仕員養成研修事業の必要量の見込み（年間）】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数	0人	20人	20人

（２）奉仕員養成研修事業の見込み量確保のための方策

聴覚障害者等の社会参加を促進するため、手話や要約筆記等の障がいのある人と意思疎通を仲介する奉仕員の養成を行います。

11　自動車運転免許取得・改造助成事業

（１）自動車運転免許取得・改造助成事業の必要量の見込み

身体障害者の社会活動への参加の促進を図る目的として、自動車運転免許取得・自動車改造助成事業を実施します。

【自動車運転免許取得・改造助成事業の必要量の見込み（年間）】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数	6人	6人	7人

（２）自動車運転免許取得・改造助成事業の見込み量確保のための方策

自動車運転免許所得・改造を支援し、障がいのある人の社会参加を促進します。

第5章

計画の推進にあたって

第５章　計画の推進にあたって

１　計画目標の達成に向けた取り組み

障がいのある人が生き生きと安心して暮らすことのできる地域生活を実現するためには、地域社会の連携によるネットワークの構築が重要です。

本市は、障害福祉計画の目標達成に向けて、国の基本指針および県の基本的考え方を踏まえ、関係機関、障害者団体、地域住民などと連携し、障がいのある人の福祉、保健、医療、教育、就労の充実を図ります。

尾張中部福祉圏域障害者自立支援協議会の概要

○行政、相談支援事業所、関係機関の実務担当者が集まり、より身近な観点からの、圏域における障がいのある人の実情、ニーズ、状況を把握し、目的達成のため、意見や提案などの協議を行います。

○運営会議では、専門的に協議する場として、相談支援事業所分科会や訪問系事業所分科会、日中活動系事業所分科会、作業部会を設置し、必要に応じ開催します。

○自立支援協議会の活動を広く周知するため、発刊誌として「地域の風・絆」を毎月発刊します。

○自立支援協議会は、尾張中部福祉圏域の障害福祉に関するシステムの中核として、障がいのある人の地域生活の向上を目指し活動を行います。

２　実施状況の把握・点検

平成２０年に設置した尾張中部福祉圏域障害者自立支援協議会では、第３期計画においても引き続き組織の充実・強化を図ります。

今後も、指定相談支援事業者、サービス事業所などの保健・医療・福祉関係者などで構成される自立支援協議会において、地域における相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討のもと、効果的な連携と幅広い意見交換を図り、地域の共通する課題に取り組みます。

また、この計画の進捗状況評価についても行政内部で検討し、進行管理を行い、その結果を自立支援協議会へ報告し、尾張中部福祉圏域における施策調整を行い、サービス提供体制の充実につなげます。

庁内においては、保健・福祉にとどまらず、教育・まちづくり・防災・企画・財政部局等との企画・調整により、障害福祉施策の効果的、効率的な推進を図るとともに、この計画の進捗状況を定期的に把握・点検し、着実な目標達成に努めます。

３　関係機関との連携強化

計画の推進は、行政だけでできるものではなく、行政や市民、団体がそれぞれの役割を担い、連携していくことが必要不可欠です。各種障害者施策の推進にあたっては、県や近隣自治体および社会福祉法人をはじめとした関係機関と連携協力し、より効果的・効率的なサービスを提供します。また、国や県に対しては、必要な財政措置を要請するとともに、緊密な連携を図りながら施策を推進します。

第３期　清須市障害福祉計画【案】

発行日　平成24年３月
発行者　清須市　社会福祉課
住　所　〒452-8569　愛知県清須市清洲一丁目６番地１
ＴＥＬ　052-400-2911（代表）　ＦＡＸ　052-409-3090